

---

## 第 2 章

---

### 再 建 へ の 足 ど り

---



# 第1節 試練の克服へ

## 1. 戦後の経済と金融の動向

### 国破れて……

昭和20年8月15日正午、天皇はポツダム共同宣言受諾の詔書を発せられ、自らラジオを通して全国民に終戦を告げられた。ここに、昭和6年の満州事変勃発以来足かけ15年に及んだ戦争は、日本の惨たんたる敗北のうちにようやく終結した。

翌16日、まさかの敗戦でただ茫然自失する全行員に対し、平山頭取は次のような訓示（原文のまま）を示達した。

皆様お聴きの通り本日正午を期して重大発表がなされました。

天皇陛下が御自身でマイクロフオンの前にお立ちになり、御躬ら国民に詔勅をお下しになるといふのは、実に前古未曾有のことでありまして、我々はまのあたり玉音を拝聴しながら、国民の力及ばずして事茲に至らしめたことを思ひ、さぞ御無念であらせられやう陛下の御心中を拝察する時、唯々恐懼して言ふべき言葉を知らないであります。

拝聴するだに恐多いことではありますが、陛下におかせられては、「国民にこれ以上の災害を蒙むらせたくない、御自身はどうなっても構はないから躬をもって国民を救ひたい、良きにつけ悪しきにつけ常に国民と共に在りたい」と斯様に仰せられたのであります。

ともあれ、今や事ここに至った以上、我々国民は一時の感情に駆られて徒らに輕挙妄動することなく、安寧秩序を維持して他国に乗ぜしむるの隙を与へざることが最も肝要であります。

本日午後1時大蔵大臣の放送にもありました如く、今回の停戦協定によって金融機構に些<sup>いささか</sup>かの変革も齎<sup>あづか</sup>らされるものではなく、金融機関が従来と何等異なる所なく運営されて行くべきものであることは勿論であります。されば、此の際国民大衆の中

には金融界の前途を徒らに不安がる者があるかも知れませんが、諸君は十分此の点を自覚し、機会有る毎にかかる国民大衆の謂はれなき不安を一掃する為努力して頂きたいのであります。

諸君はこれまで戦争遂行の為随分尽力して来られたのでありますが、今後も国家再興の為一層の御努力を希望すると共に、御後援をお願いする次第であります。

思ふに従来の戦争一本に徹した時代よりも、寧ろ一層苦難に満ちた時は今より始まるのであります。忍耐と勉励とにより出来るだけ早く復興することこそ聖恩に報る奉る所以であらうと思ひます。

まだまだ申上げたい事は沢山ありますが、今は万感胸に満ちて言ふべき言葉を知らないのであります。

重大発表を聴くに当り、簡単ながら以上をもって訓示と致します。

銀行が、また自分や家族たちが、この敗戦でいったいどうなるのかという一抹の不安を隠しきれなかった行員は、この示達に接してしだいに平静を取り戻すようになった。

なお、全店の店頭には15日付をもって伊豫銀行会、日本銀行、全国金融統制会が連名で、

「本日重大発表がありました、金融機関は平常どおり営業致します。

預貯金も従前通り取扱って居りますから御安心下さい」

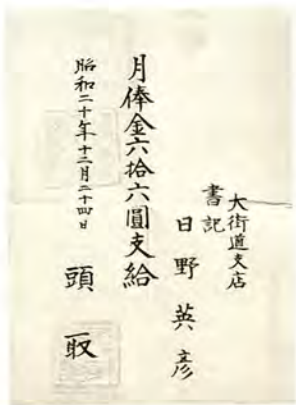
との謹告を掲示し、預金者に対して無用の混乱を招くことなく冷静に行動することを呼びかけた。

満州事変以来15年間にわたる戦争で、わが国が払った犠牲の大きさは計り知れないものがあつた。公表数字によれば、社会資本や私財など国富の被害総額は、終戦当時の価格で約650億円、被害率は25%にも達し、死者は軍人・軍属・一般国民総計で255万人にのぼつた。そのうえ、朝鮮半島、台湾、樺太を放棄して領土は66%に縮小し、莫大な在外資産と満州、中国における權益をも失つた。

しかも、戦地や海外からの引揚げによる急速な人口の膨脹と食糧難、物資難を招いた。さらに、失業軍人に対する退職金、未払いとなっている軍需関連費、軍需品の受注打切りによる損失補償金など、もろもろの支払いで日本銀行券は洪水

のように流出した。終戦日の8月15日に302億円であった日銀券は、10月末には431億円、12月末には554億円と爆発的に膨れ上がり、物資の欠乏による物価騰貴と相まって典型的な悪性インフレに進行し、わが国経済は混迷を極めた。

こうした状況のなかで、国民のほとんどは衣食住にもこと欠いて“タケノコ生活”を強いられ、インフレの高進にも追われて塗炭の苦しみを味わうこととなった。



月俸支給辞令

表2-1-1 日本銀行券発行高の推移

(単位：百万円)

昭和	発行高	前年同期比 増加率
17年 末	7,149	19.6%
18年 末	10,266	43.6
19年 末	17,746	72.9
20年 3月末	20,526	86.7
5月末	23,207	99.5
7月末	28,456	124.8
8月15日	30,282	—
8月末	42,300	220.9
9月末	41,426	201.8
10月末	43,188	199.3
11月末	47,749	213.0
12月末	55,441	212.4

『日本銀行百年史』(第5巻)

### 愛媛県の表情

終戦後の県下の世相も、インフレの嵐のなかでヤミ物資、ヤミ値がまかり通り、焼け残った松山市の道後温泉街にもヤミ市が立ち並ぶという、戦後特有の異様な風景が出現した。終戦の混乱で生産活動はほとんどストップ状態となり、県商工課への新規企業申請は、昭和20年10月までにわずか7件を数えるのみで、そのうち1件が許可されたに過ぎなかった。

それと対照的であったのは農漁村であった。品不足による農水産物価格の高騰は、農漁村に異常ともいえる好況をもたらした。20年11月に公定価格が撤廃されてからは、風水害による野菜類の不足、鮮魚の水揚げ量の減少、県外消費地から

の大口買付けなどが一層これに拍車をかけ、農漁村のふところは膨らんだ。  
農水産物の県外移出による資金の流入と財政資

表2-1-2 松山市における物価騰貴

品 目(単位)	昭和20年9月 (A)	昭和21年1月 (B)	倍 率 $\frac{(B)}{(A)}$
米 (1升)	円 20	円 45	倍 2.2
麦 (1升)	5	20	4.0
小麦粉(1貫)	25	80	3.2
甘 藷(1貫)	5	20	4.0
ミカ ン(1貫)	3	25	8.3

金の散布によって県内の通貨も膨脹し、終戦時の8月から翌21年1月までの6か月間の日銀券発行高は2億5,000万円の増加となった。しかし生活費の高騰と換物傾向から預金は引き出される一方で、農漁村への流入資金も“タンス預金”となって金融機関に還流せず、県下の預金は全国平均以上には伸びなかった。

### インフレと金融非常措置

終戦後におけるわが国の緊急課題は、インフレによって引き起こされた物価と通貨の悪循環を断ち、経済活動を正常に戻すことであった。このため政府は、昭和21年2月16日土曜日の午後、銀行の営業が終了する1時30分を期して一連のインフレ総合緊急対策を発表した。その狙いは、既存の預貯金の潜在購買力を封鎖し、さらに600億円を超える通貨の流通を一時停止して、物価の安定をはかることにあった。そして明くる17日に「金融緊急措置令」「日本銀行券預入令」を公布し、即日実施することとなった。その骨子は、

- (1) あらゆる金融機関の預貯金を2月17日(日曜日)をもって封鎖し、その支払いを原則として停止する(金融緊急措置令)
- (2) 10円券以上の既発行券(旧円)の強制通用力を3月3日以降失効させて新たに新券を発行する(日本銀行券預入令)
- (3) 旧円は3月7日限りこれを金融機関に預入すれば封鎖預金と同様の取扱いとする(日本銀行券預入令)
- (4) 毎月の生活資金(1世帯当たり世帯主300円、家族は1人につき100円、定期的給与500円)と事業資金に対してのみ新円による封鎖支払いまたは現金支払いを認める(金融緊急措置令施行規則)

という思い切った措置であった。

これによると、例えば3人家族のサラリーマンであれば、封鎖預金があっても月1,000円、なければ月500円の生活を強いられることになる。これら一連の非常措置に類似したものに、大正12年の関東大震災時と昭和2年の金融恐慌時に実施された“モラトリアム”があるが、いずれも震災と恐慌に直面して機能が果たせなくなった金融機関を救済しようとしたものであった。このたびの金融緊急措置は、これまでに例のないインフレ進行の阻止を目的としたもので、むしろ前述のモラトリアムよりも強力であり、悪性インフレ征圧のただならぬ決意がうかがえる画期的なものであった。

このように現金の強制預入と封鎖で預金が大幅に増加したことにより、金融機関は資金繰りの危機から免れ、地方銀行は国債消化、そして都市銀行は日銀借入の返済に向かっていった。この結果、日銀券は2月18日の618億円から一挙に収縮して3月12日には152億円となった。しかしその後も財政の赤字支出が続いたため、いったん大幅に収縮していた日銀券は、21年4月以降再び増勢に転じ、同年9月末には644億円と金融緊急措置以前の水準を突破、インフレは再燃することとなった。

表2-1-3 金融緊急措置実施以降の日銀券発行高 (単位：百万円)

昭和21年	残高	前日比増減(△)	昭和21年	残高	前日比増減(△)
2月16日(土)	61,451	912	3日(日)	46,735	△ 3,039
18日(月)	61,824	373	4日(月)	41,812	△ 4,922
19日(火)	61,730	△ 94	5日(火)	36,473	△ 5,348
20日(水)	61,450	△ 280	3月6日(水)	31,906	△ 4,557
21日(木)	60,979	△ 470	7日(木)	29,726	△ 2,179
22日(金)	60,261	△ 718	8日(金)	25,224	△ 4,502
23日(土)	59,691	△ 569	9日(土)	16,166	△ 9,058
25日(月)	58,679	△ 1,011	11日(月)	15,453	△ 712
26日(火)	57,549	△ 1,129	12日(火)	15,204	△ 248
27日(水)	55,991	△ 1,558	13日(水)	15,349	144
28日(木)	54,342	△ 1,648	14日(木)	15,745	396
3月1日(金)	52,631	△ 1,711	15日(金)	16,055	310
2日(土)	49,774	△ 2,856	16日(土)	16,477	422

『日本銀行百年史』(第5巻)

預貯金の封鎖、旧円通用力の失効などの今回のインフレ対策の発表は、預金者はもちろん銀行員にとってもまさに青天のへきれきともいえるものであった。先輩の次のような回顧談は当時の銀行の店頭状況をほうふつとさせるものがある。

急激なインフレの進行で百円紙幣が氾濫、日常でもお客様のなかにはお札を詰め込んだリュックサックをかついで銀行に出入りする人もありました。2月16日の土曜日、銀行の営業が終了した時刻に予期しない事態が起きました。「金融緊急措置令」の公布です。その後、3月3日以降の旧円流通禁止、7日までの新旧円の交換などの布令が続きました。新円切替えの最終日は、今日かぎり旧円の通用力がなくなるということで、開店と同時にみんな一様に真剣な表情でどっと押し寄せ、ひしめき合っただけで店内になだれ込んできました。このように手持ちのすべての通貨が一度に預入されるわけですから窓口は大へんな混雑で、狭い店内はたちまち喧騒の渦に巻きこまれました。

#### 戦時補償の打切りと再建整備

一連の金融非常措置によって、日銀券は短期間で大幅に縮小した。しかしこれは一時的なものに過ぎず、通貨・金融対策にこれといった有効な施策がとられなかったために、日銀券の発行高は、昭和21年3月12日の152億円を底として同年4月以降再び増勢に向かい、インフレは再燃の兆しをみせはじめた。

このような状況にあって、もはや金融上の操作だけではインフレは收拾できないことが明らかとなった。そこで政府は、インフレを一層激化させるおそれのある国家補償を打ち切ることにその打開策を求め、21年8月、ついに戦時補償の打切りを声明した。戦時補償というのは、政府が、「銀行等資金運用令」「軍需会社法」等によって、戦時中に金融機関、軍需会社に損失または損害が発生した場合の補償を公約していたもので、とりわけこの補償打切りが銀行に及ぼす影響は極めて大きいものがあった。それは戦時中の全国銀行融資の大半に当たる835億円が、軍需融資、指定融資、命令融資、戦争保険融資であり、これが戦時補償打切りで回収できずに損失が発生した場合、これを資本金勘定の切捨てによって補填することができないときは、預金者にも預金の切捨てといった負担を強いる懸念



が十分にあったからである。特に三菱、安田、住友といった財閥銀行や日本興業銀行では、融資のうちで補償をあてにしたものが80%を超えている状況であった。

政府は、打切りの影響が大きいことを憂慮し、経済界の混乱を未然に防止するため、次のような対策を講じた。

まず、8月11日に「金融緊急措置令施行規則」を改正して、同日現在の封鎖預金を「第1封鎖」(小口預金)と「第2封鎖」(大口預金)に分離、第2封鎖預金は、金融機関の再建整備が完了するまで原則として棚上げする措置をとった。この措置の概要は次のとおりであった。

- (1) 1口3,000円未満の預金は、全額第1封鎖預金とする。
- (2) 1口3,000円以上の個人の預金は、1世帯につき各人4,000円の割合で計算した合計額(ただし最高3万2,000円)、または1世帯1万5,000円のいずれか多い額のを第1封鎖預金とし、残余の部分を第2封鎖預金とする。
- (3) 1口3,000円以上の法人預金は、1万5,000円以下を第1封鎖預金とし、残余の部分を第2封鎖預金とする。
- (4) 第1封鎖預金は、その支払いを政府が保証する。
- (5) 第2封鎖預金は、戦時補償の打切りから生ずる金融機関の損失補填に備えて原則として凍結する。

ついで、21年8月15日、「金融機関経理応急措置法」、10月30日には「金融機関再建整備法」を施行した。金融機関経理応急措置法は、8月11日の午前零時現在で打切り決算を行い、その結果、現金、国債、地方債などの良質の資産と自由預金、第1封鎖預金、公租公課などの負債を新勘定に移して金融機関再建の基礎勘定とし、打切りにともなう損失整理の対象となるものは旧勘定に残すという、いわゆる「新旧勘定の分離」を行って営業を継続させるものであった。そして金

表2-1-4 全国銀行貸出の内訳(昭和21年3月末)  
(単位:億円)

	全国銀行	うち6大銀行
軍需融資	} 362	223
指定融資		122
命令融資		76
戦争保険融資	375	269
企業整備等見合融資	22	22
一般貸出	275	89
計	1,110	801

鈴木武雄「現代日本財政史」(第1巻)

融機関再建整備法は、旧勘定の資産・負債ならびに指定時における新勘定の資産・負債についてそれぞれ評価換えを行い、旧勘定の資産に良質のものがあれば新勘定に移すとともに、旧勘定の最終処理において確定損がでた時は、定められた順序による補填金でこれを補い、なおも損失が残った時は、政府が100億円（のち166億円に変更）を限度に補償するというものであった。

両法とも、戦時補償の打切りにより金融機関の被る損失を、一定限度に食い止めて経営の破綻を防ぐとともに、営業活動を続行させて日本経済の再建復興を促進させようとするものであった。

### 戦後復興期の貸出状況

昭和21年2月の金融緊急措置では、インフレの高進を阻止するため、新規の貸出は法令に定めた緊急かつ重要な事業資金、生活安定資金に限られることになった。3月22日には、大蔵省は資金貸出の総額制限を告示し、金融機関が3月20日現在の残高を超える貸出を行うことを原則として禁止した。ついで、8月に実施された戦時補償の打切りにもなって、法人企業預金の大半は第2封鎖預金に凍結されることになった。

このような事情で企業は事業資金の不足をきたす一方、インフレの進行で運転資金は膨張し、資金の調達を金融機関からの借入に頼らざるをえない状況となった。このため金融機関の貸出が一挙に膨れ上がったが、預金は期待するほどには伸びず資金事情は悪化、経済再建に欠かせないインフレ阻止と重点産業への資金供給は至難の業となってきた。

そこで政府は、石炭、鉄鋼などの最重点産業に対する供給資金を優先的に確保するとともに、不要不急貸出の圧縮をはかるため、22年3月に「金融機関資金融通準則」（融資準則）を制定した。これと同時に告示された「産業資金貸出優先順位表」によって、全産業を甲（超重点および重点産業）・乙（一般産業）・丙（不要不急産業）に分類し、金融機関はこの順序にしたがって融資を行うこととされた。また融資準則を適用することになった金融機関は、3月に「貸出額は一般自由預金増加額の50%以内にとどめる」との申し合わせをも行った。以上の貸出措

置は、傾斜生産方式にそって重点配分するという質的規制を行うほかに、量的にも規制することを狙ったものであった。

なお、この融資準則は、24年8月に事実上効力を失い、以後貸出は金融機関の自主規制にゆだねられるようになり、38年7月の「金融緊急措置令」の廃止にもなって撤廃された。

### インフレ下の愛媛県の金融事情

金融緊急措置による県下の封鎖預金は1億3,600万円にのぼった。

この措置で、県下の預金は封鎖預金をはじめとして著しい増加をみせ、通貨は急激に縮小した。しかし、その後になっても、預金の再封鎖があるのではとの不安感やインフレ再燃による通貨への不信感が払拭されず、また物価高による生活難から預金の引出しが相ついで、金融機関への通貨の還流はわずかにとどまった。

金融緊急措置と、それにつぐ戦時補償打切り時期を経過した昭和21年度末(22年3月期)の県下普通銀行の預金高についてみる

と、前年度比の増加率はわずか6%で、極端に低い数字を示している。

貸出については、21年

3月22日に実施された

表2-1-5 愛媛県普通銀行預金・貸出金の推移 (単位:千円)

年度末	預 金	前年度比 増加率	貸 出 金	前年度比 増加率
昭和 19	844,453	—	252,030	—
20	1,573,238	86	394,507	56
21	1,673,792	6	452,491	15
22	2,707,355	62	1,669,758	269
23	6,141,336	127	4,262,768	155

『愛媛県統計年鑑』(昭和23年版)

政府による総額制限のあおりをうけて、県内の金融機関はほとんど新規貸出の余裕を失うに至った。

### ドッジ・ラインとインフレの収束

戦後の日本経済は、財政赤字に起因するインフレで混乱を続けており、辛うじてアメリカの援助資金による食糧と原料の輸入によって支えられていた。しかしこの時期、世界情勢において東西両陣営の対立が「冷戦」の形で表面化してきたため、アメリカ政府は、わが国に対して経済の自立を求めようになり、昭和23



## ドッジ・デフレ下の愛媛県の産業と金融

愛媛県においても、企業の倒産、人員整理、滞貨の累積など、全県にわたって産業界に陰りがみえはじめた。特に製紙業界のうけた打撃は大きく、インフレ時に乱立した中小工場の多くは休業に追い込まれ、その他の工場も人員整理や大幅操短によってようやく操業を持ちこたえている状況であった。

昭和24年3月から5月までの3カ月間に、閉鎖企業は23社、人員整理は48社の850人、賃金支払い遅延は37社に及んだ。それでも24年の愛媛県工業生産水準は全国水準を大きく上回っていたが、デフレによる滞貨は繊維をはじめ紙、木材など約10億円にのぼり、市況の不振は避けられなかった。物価も低落を続け、農漁村は農水産物価格の下落で窮迫し、農村経済に支えられていた農協には経営不振におちいるところが続出した。

県下の金融機関についてみると、預金はドッジ・ライン実施によるデフレの浸透で、通貨に対する信頼感が回復したこともあって増加の一途をたどり、特に23年度末の総預金は105億円で前年度比2.3倍という急増ぶりであった。

表2-1-6

愛媛県金融機関別預金の推移

(単位：百万円)

年度末	銀行	市街地 信用組合	無尽会社	農業協 同 組 合	郵便局	合計
昭和 20	1,573	45	39	839	469	2,965
21	1,673	42	48	877	466	3,106
22	2,707	58	116	1,186	526	4,593
23	6,141	155	406	2,685	1,107	10,494
24	8,034	314	970	2,807	1,769	13,894

貸出金は、戦後の資金不足と融資規制により、その伸びは緩慢に推移していたが、23年後半から企業の金詰まりにともなって、製紙、紡績、鉱業を中心に資金需要が一段と過熱し、23年度末の総貸出金は前年度比2.7倍の51億円に増加した。その後もデイス・インフレ政策のもとに融資規制が緩和されたうえに、企業側の金詰まりによる需要の増大もあって膨脹を続けた。その結果、24年度末には86億円となり、年間の増加額35億円は同期間の預金の伸び34億円を上回った。

表2-1-7 愛媛県金融機関別貸出金の推移 (単位：百万円)

年度末	銀行	市街地 信用組合	無尽会社	農業協同 組合	合計
昭和 20	394	5	9	21	429
21	452	2	21	51	526
22	1,669	17	94	134	1,914
23	4,262	100	379	377	5,118
24	6,628	250	985	730	8,593

## 2. 朝鮮動乱と日本経済の転換

### 特需ブームとその反動

ドッジ・ラインが実施されてからはインフレはデフレに転化、むしろ“安定恐慌”と呼ばれる深刻な不景気に見舞われることとなった。このような情勢下の昭和25年6月25日、突如朝鮮動乱が勃発した。

動乱の勃発は、不況にあえいでいたわが国産業界にとってはまさに“神風”であった。朝鮮動乱による「特需ブーム」がこの不況を一挙に吹き飛ばしたのである。この恩恵は、28年7月27日の休戦協定の調印まで約3年間続いた。この間アメリカから軍用資材などの大量受注があり、25年7月から26年6月までの1年間の受注高は3億4,000万ドルに及んだ。また安定恐慌下に累積していた約1,000億円の滞貨もこの特需でほぼ一掃され、さらに国際情勢の急変による列国の軍備拡張の動きから輸出も急伸したため、特需・輸出関連産業を中心に生産は拡大した。連合国総司令部(GHQ)調べの鉱工業生産指数では、25年平均指数は前

表2-1-8 朝鮮動乱勃発前後の輸出・入と特需 (単位：千ドル)

年 月	輸 出 額	輸 入 額	入(△)出超	特 需	
				特 需	支 払 高
昭和25年 1～6月	322,729	484,587	△ 161,858		
7～12月	497,326	489,611	7,715	191,356	75,933
計	820,055	974,198	△ 154,143	191,356	75,933

『日本銀行百年史』(第5巻)

(注) 特需は昭和25年6月26日～26年1月7日の計数

年を26.0ポイント上回り、生産はおおむね戦前の水準にまで回復した。経済基調は買手市場から売手市場に一転して企業収益も増加、これらを背景に日本経済はめざましい復興を遂げた。

表2-1-9 全国銀行預金・貸出金勘定  
(単位：億円)

年	月	預金	貸出金	預貸率
				%
昭和	24.12	7,920	6,791	86
	25.12	10,485	9,947	95
	26.12	15,063	15,178	101
	27.12	22,238	21,280	96

しかし反面、金融面で問題が生じた。

生産の拡大は民間の設備投資を促し、これをうけて銀行貸出も急増、日本銀行

からの借入にも走らせてオーバー・

ローンを激化させていった。当時の全

日本銀行「調査月報」

国銀行の預貸率の動きをみると、動乱前の24年末に86%であったものが、動乱休戦時の26年末にはこれが101%となった。

日本経済にとって干天の慈雨となった動乱景気は、26年春にはアメリカの戦略物資の買付け停止を契機に後退し、特需ブームは早くも終局に向かった。その影響はたちまち輸出の不振と輸出価格の低落となって現れ、ことに繊維品を中心として大量の滞貨が発生した。国際収支は28年末には3億8,000万ドルの大幅赤字となり、国内市況は全面的に悪化、繊維問屋などの倒産、整理が相ついだ。

こうした国際収支の悪化を転機に、輸出の振興による国際収支の均衡をはかるため、28年秋以降再びデフレ政策がとられ、不要不急融資を抑制する金融引締政策が推進された。財政支出についても緊縮政策が打ち出され、29年度予算は「1兆円予算」に圧縮された。この結果、29年から30年にかけて国際収支は著しく改善され、30年末の総合収支は2億8,500万ドルの黒字となった。

### 朝鮮動乱下の愛媛県の産業と金融

朝鮮動乱は、デフレの浸透で低迷していた県内産業にも好況をもたらした。機械、金属の受注は活発となり、農機具は滞貨が一掃されて立ち直り、綿布、タオルも輸出の好調と問屋筋の思惑買いに支えられて活況を呈した。また製紙業界も、原料パルプの供給不足からパルプ設備の新・増設がみられた。こうして、県内の鉱工業生産は昭和25年24%、26年には38%と著しい伸び率を示した。

しかし、26年半ばには動乱ブームの反動が県内産業にもみえはじめた。特に織

維産業は繊維品の暴落で少なからぬ打撃をうけた。28年秋以降の金融引締めが県内産業に浸透した影響も意外と大きかった。なかでもタオル業界では、29年に入り、中央の有力繊維問屋を震源地として連鎖倒産する機屋も出てくるなど、戦後初めての厳しい試練期を迎えた。

一方、農村では食糧事情の好転で農産物価格の上昇が鈍化したうえに、28年には相つぐ風水害もあって農家経済は停滞し、苦境におちいる農家が多かった。

金融機関の営業活動は、朝鮮動乱による県内産業の立ち直りとともにしだいに活発となった。預金は、動乱による好況と消費景気を反映して、休戦協定が調印された28年度までは著しい伸びを続けた。しかし、28年秋以降のデフレ政策の復活による金融の引締めと県内産業の不振によって、29年度末の預金の増加率は前年度末比14%にとどまり、29年度末の県内金融機関預金は538億円となった。貸出金は、動乱ブームをうけて機械・繊維工業を中心として増勢が著しく、前年度比増加率は25年度50%、26年度32%であった。27年に入ると、ブームの反動か

表2-1-10 愛媛県金融機関預金の推移 (単位：百万円)

年度末	残高	前年度比 増加率	うち普通銀行残高	前年度比 増加率
昭和 24	13,894	% 32	8,034	% 31
25	18,564	34	10,300	28
26	26,129	41	13,812	34
27	35,901	37	18,443	34
28	47,418	32	23,804	29
29	53,883	14	26,110	10

「愛媛県統計年鑑」

表2-1-11 愛媛県金融機関貸出金の推移 (単位：百万円)

年度末	残高	前年度比 増加率	うち普通銀行残高	前年度比 増加率
昭和 24	8,593	% 67	6,628	% 56
25	12,900	50	9,357	41
26	17,061	32	12,936	38
27	23,955	40	16,154	25
28	31,382	31	20,169	25
29	34,304	9	21,702	8

「愛媛県統計年鑑」



ら繊維工業を中心に滞貨融資や救済融資の需要が高まって金融はひっ迫したが、県内金融機関は懸命に地元産業への資金供給に努めた結果、27年度の貸出金は前年を上回る40%の増加率となった。しかしその後の貸出金の増勢は、28年秋からはじまった金融引締めによって28年度以降に鈍化していった。

### 3. 金融機構の変遷

#### 改廃・整備された金融制度

GHQは、戦後いち早くわが国に対して非軍事化、経済の民主化を根幹とする占領政策を指令した。

この政策の一環に金融制度の改革があった。昭和20年9月30日、台湾銀行、朝鮮銀行などの植民地銀行、戦時金融公庫、資金統合銀行などの特別戦時金融機関は、GHQによって閉鎖を命じられ、また25年3月には、横浜正金銀行など戦時中わが国の戦争遂行上重要な役割を果たしていた特殊銀行も解体または改組された。一方、戦後の経済を早急に再建させるため、基幹産業に対する融資機関として22年1月に「復興金融公庫」が設立されたが、24年3月からのドッジ・ラインの実施によりその業務活動を停止した。

24年以降、長期資金の供給、庶民金融・住宅金融の円滑化をはかるため新規に設立されたものには、24年6月「国民金融公庫」、25年6月「住宅金融公庫」、25年12月「日本輸出銀行」(27年4月「日本輸出入銀行」と改称)、26年4月「日本開発銀行」、27年12月「日本長期信用銀行」、28年4月「農林漁業金融公庫」、28年8月「中小企業金融公庫」がある。

また、これまでの銀行行政で推進されてきた銀行合同による一県一行主義が、競争原理によって動く戦後経済の実態に合わなくなったとする批判から、新銀行の設立運動が高まり、25年から29年にかけて12の地方銀行が新設された。しかし、29年6月になって、大蔵省が新設を抑制する方針に転じたため、銀行の新設は以後中止された。

### 中小企業金融制度の発足

戦後のインフレは、厳しいドッジ・ラインによってやがて鎮静に向かった。しかし一方では、中小企業金融がしだいにひっ迫してきたことから、政府は中小企業向け金融機関の整備強化をはかるため、昭和26年6月に「相互銀行法」と「信用金庫法」をそれぞれ制定・施行した。これによって、従来の無尽会社・信用協同組合の大部分は改組されることになり、29年6月までに相互銀行68行、信用金庫560庫が誕生した。

愛媛県においては、相互銀行法施行時に、愛媛無尽株式会社と東邦建物無尽株式会社の2社が存立していたが、愛媛無尽は26年10月に「愛媛相互銀行（現・愛媛銀行）」に、東邦建物無尽は33年4月に「東邦相互銀行」にそれぞれ転換した。また信用組合についても、26年に松山・三津浜・新居浜・八幡浜・今治市・三島町・川之江、27年には宇和島・郡中町各信用組合が「信用金庫」に改組した。

このほか、27年5月には、勤労者のための金融機関として「愛媛労働金庫」が設立され、また政府関係金融機関としては25年4月に「国民金融公庫松山支所」、27年3月には「商工組合中央金庫松山支店」がそれぞれ開業した。

なお、中小企業金融制度で特筆すべきものに信用保証協会の設立がある。信用保証協会は、金融機関からの融資が困難な中小企業の信用力を補完する機関として、23年以降全国的に設立されたもので、「愛媛県信用保証協会」は24年3月に社団法人として設立された。この年、いわゆる安定恐慌により中小企業の金融難が一層深刻となっていた時だけに、本協会の設立が県下中小企業の振興に寄与するところ多大なものがあった。

## 第2節 経営再建の努力

### 1. 経営体制の強化

#### 創立後の役員異動

昭和16年9月の伊豫合同銀行創立以降、23年9月の臨時株主総会までの当行の役員異動は次のとおりであった。

18年12月に取締役遠山道が逝去、ついで19年12月の伊豫相互貯蓄銀行との合併により、同行常務取締役であった大野悌が20年1月に当行常務取締役に就任、20年6月には常務取締役丹下辰世が病気で辞任したため、これに代わって同月取締役福岡正が常務取締役に就任した。

終戦になってからは、21年5月に監査役植松駒三郎が逝去、22年1月には常務取締役大野悌が辞任、同年2月に常任監査役原正義が逝去した。このため、取締役・監査役ともに欠員が生じ、22年12月にその補充として、取締役には従業員組合の推薦により行員から渡部七郎、菅野松太郎、奥村長次郎が選任され、監査役には大野悌、石原操が就任した。この結果、23年9月の当行の経営陣は次のとおりとなった。

頭 取	平 山 徳 雄
常務取締役	末 光 千代太郎
同	仲 田 包 寛
同	福 岡 正
取 締 役	佐々木 長 治
同	矢 野 透
同	仲 田 久太郎
同	新 野 伊三郎
同	工 藤 養次郎



新 旧 役 員

取 締 役	吉 元 誠一郎
同	小 野 三 郎
同	菊 池 昌 幸
同	渡 部 七 郎
同	菅 野 松太郎
同	奥 村 長次郎
監 査 役	岡 田 喜 一
同	大 野 悌
同	石 原 操

なお、従業員組合の推薦による役員選出を株主総会にはかることは、21年に結成された伊豫合同銀行従業員組合と銀行との間で締結された労働協約にもとづく経営協議会で決定されたもので、このような事例は全国でもまれであった。この組合推薦の役員候補を送り込む慣行は、24年10月、銀行側からの労働協約破棄通告で自然解消となった。

### 当行の再建整備

戦時補償の打切りによる金融機関の再建整備については、すでに述べたとおりであるが、当行では以下の経過で再建整備が促進された。

まず、金融機関経理応急措置法にもとづいて、昭和21年8月10日に打切り決

算を実施したのち、翌11日午前零時を指定時として新旧勘定を次のように分離した。

表2-2-1 新旧勘定の分離 (昭和21年8月11日 午前0時現在) (単位：千円)

科 目	分 離 前	分 離 後		
		新 勘 定	旧 勘 定	
資	現金預け金勘定	186,620	173,527	13,093
	有価証券勘定	616,424	545,357	71,067
	割引手形勘定	8,580	—	8,580
	貸付金勘定	314,659	36,395	278,264
	金銭信託	4,150	4,150	—
	貸付有価証券	2,269	—	2,269
	外国為替勘定	388	—	388
	未決済為替貸	19,831	19,831	—
	代理店貸	1	1	—
	雑勘定	93,799	4,520	89,279
産	動産不動産勘定	2,498	—	2,498
	株主勘定	1,900	—	1,900
	未整理貸勘定	—	237,988	—
	合 計	1,251,119	1,021,769	467,338
負	預金積金勘定	1,114,940	920,702	194,238
	借入金勘定	12,020	12,020	—
	外国為替勘定	613	—	613
	未決済為替借	88,188	88,184	4
	軍需金融積立金	148	—	148
	雑勘定	23,026	863	22,163
	株主勘定	12,184	—	12,184
	未整理借勘定	—	—	237,988
合 計	1,251,119	1,021,769	467,338	

ついで評価基準にもとづいて、新勘定は指定時の21年8月11日午前零時、旧勘定は22年7月1日午前零時をもって資産・負債の評価換えを行い、評価損益はすべて旧勘定に集中して整理した。

最終処理は23年3月31日に完了した。この時点の補償打ち切りによる確定損は1億4,650万円にのぼり、これに対する確定益は6,480万円となった。その差額の8,170万円は、旧勘定積立金からの210万円、資本金からの900万円(切捨率90%)、第2封鎖預金からの7,060万円(切捨率69%)によってそれぞれ補填され

第2章 再建への足どり

た。最終処理方法書は23年5月15日に大蔵大臣によって3月31日にさかのぼって認可された。

表2-2-2

新旧勘定の合併

(単位：千円)

科	目	昭和23年3月31日現在		昭和23年4月1日
		新勘定	旧勘定	午前零時合併勘定
資	預金預け金勘定	327,755	6,629	334,384
	有価証券勘定	740,939	28,795	769,734
	割引手形勘定	100,847	242	101,089
	貸付金勘定	989,950	67,079	1,057,029
	金銭信託	2,450	—	2,450
	貸付有価証券	6,178	150	6,328
	未決済為替貸	3,425	—	3,425
	代理店貸	132	—	132
	雑勘定	30,669	2,968	33,637
	本支店勘定	1,102,867	—	1,102,867
産	動産不動産勘定	11,711	488	12,199
	未整理貸勘定	97,773	—	97,773
	計	3,414,696	106,351	3,521,047
	預金積金勘定	1,993,067	5,002	1,998,069
負	借用金勘定	126,000	—	126,000
	外国為替勘定	91	3	94
	未決済為替借	301,526	—	301,526
	雑勘定	993,445	1,944	995,389
	調整勘定	—	222	222
	株式払込準備金	—	185	185
	株主勘定	567	1,222	1,789
	未整理借勘定	—	97,773	97,773
	計	3,414,696	106,351	3,521,047

表2-2-3 銀行旧勘定の最終処理(昭和23年3月末) (単位：億円)

	全国銀行		普通銀行	
		比率		比率
確定損失高	248	100%	154	100%
株主負担	75	30	61	40
評価益	46	19	38	25
減資等	28	11	22	15
債権者負担	170	70	93	60
第2封鎖	103	42	90	58
その他	66	27	2	2

日銀調査局編「戦後わが国金融制度の再編成—昭和20年8月～27年」

こうして21年8月11日以来、実に599日という長期間にわたって設けられていた新旧勘定は23年4月1日午前零時をもって合併された。

表2-2-4 全国銀行再建整備処理状況

処 理 の 状 況	銀行数
資本金、第2封鎖預金とも全く打切らないもの	7 行
資本金の3割減資	1
9割減資し、さらに第2封鎖預金を29%以下打切り	5
9割減資し、さらに第2封鎖預金を30~49%打切り	14
9割減資し、さらに第2封鎖預金を50~69%打切り	31(注)
全額減資し、さらに第2封鎖預金を70%打切り	5
全額減資し、さらに第2封鎖預金を80%打切り	1
政府補償を必要とするもの	4
計	68

土屋喬雄監修「地方銀行小史」

(注) 当行が該当するもの

### 再建整備による増資

当行の資本金は、前述のとおり戦時補償打切りによって生じた確定損の補填にあてるために、昭和23年3月31日付をもって900万円を減資して100万円となった。

これより先の同年1月に、政府によって、減資銀行は資産の健全化を促進するため、新旧勘定合併後速やかに増資を行って資本の充実をはかるとする方針が示されていた。5月に入り、大蔵省はあらためて、「増資は3月31日現在の新旧合併勘定のリスク・アセット（危険資産＝純資産から国債・手元現金および日本銀行への預け金を控除した残額）の10%以上を目標とする」との増資基準を示してきた。

当行の場合、リスク・アセットの10%は1億3,800万円であったが、当時の情勢では、このような多額の募集は到底困難であると予想された。その結果、6月に大蔵省の認可を得て当面の目標を3%強の4,500万円におき、7月から募集を開始した。ところが、予期に反して目標をはるかに上回る9,100万円の応募があり、これをうけて23年10月11日、当行は増資の手続をすべて完了して新資本金は9,200万円となった。なお、新資本金はリスク・アセットの6.6%であった。

## 第2章 再建への足どり

ここに当行は、21年8月から始まった新旧勘定の分離、第2封鎖預金の切捨て、新旧勘定の合併、再建整備計画による増資と、約2年間にわたる至難な再建整備を滞りなく完遂した。

業務部長として再建整備に当たった西山茂一（元取締役）は、当時の模様を次のように回想している。

再建整備は私にとって苦闘の思い出です。矢継ぎ早に出される大蔵省指示にしたがったわけですが、その説明会には愛知揆一元外相が当時銀行局長をしていて、マッカーサー司令部との交渉顛末や意向をいろいろと語られたものでした。それらをうけついで、当行段階での確な具体策を考えていかねばならなかったわけですが、銀行のお先は真暗、ついに9割減資、封鎖による預金の一部棚上げ、そして切捨てに至った時は、正直いってこれで信用をモットーとする銀行が、再び立ち直れるものかと煩惱を続けました。

しかし、また株主、預金者におかけしたご迷惑は他日必ずお返ししなければと、ひそかに決意したものでした。

### 新経営陣の発進

当行は、2年間に及んだ再建整備が昭和23年10月の増資で完了するのを期して、経営陣を再編し、斬新な体制のもとに戦後経営の進運をめざして発進することとなった。

まず、23年9月28日の臨時株主総会において全役員18人が辞任、あらためて新役員15人が選任された。この時の異動では、頭取平山徳雄をはじめ佐々木長治・矢野透・仲田久太郎・工藤養次郎・小野三郎の各取締役、大野悌・石原操の各監査役が辞任し、その他の10人の役員は再任、新しく取締役に株主から尾越光治郎、従業員組合の推薦で矢野鹿雄、それに行員から西山茂一が就任した。また監査役には、浅井重光と取締役に辞任した小野三郎が選任された。

翌29日に、取締役会の決議により頭取に常務取締役末光千代太郎が就任した。また、業容の拡大に備えて経営陣の強化をはかるため副頭取制を採用することとし、10月30日に常務取締役仲田包寛が副頭取に就任した。



新たに発足した経営陣の陣容は次のとおりである。

頭 取	末 光 千代太郎
副 頭 取	仲 田 包 寛
常務取締役	福 岡 正
取 締 役	新 野 伊三郎
同	吉 元 誠一郎
同	菊 池 昌 幸
同	奥 村 長次郎
同	菅 野 松太郎
同	渡 部 七 郎
同	尾 越 光治郎
同	矢 野 鹿 雄
同	西 山 茂 一
監 査 役	岡 田 喜 一
同	小 野 三 郎
同	淺 井 重 光

当行2代目頭取に就任した末光千代太郎は、明治26年生まれで、東宇和郡宇和町出身、旧制第三高等学校を中退して帰郷、卯之町銀行常務取締役、宇和卯之町銀行頭取、豫州銀行専務取締役、伊豫合同銀行常務取締役を歴任、この間、二度愛媛県議会議員当選の経歴がある。

### 経営陣の強化

昭和23年9月に発足した新経営陣は、25年11月の取締役奥村長次郎の逝去で役員の欠員をみたが、26年までの3年間はそのままの体制で推移してきた。

26年9月に当行が創立10周年を迎えたのを機に、一段の飛躍をはかるため取締役を増員することとし、同年10月に新たに矢野哲三郎、松永鐵一、眞木高重を取締役に選任して経営陣の強化をはかった。その後、翌11月に取締役尾越光治郎が逝去、28年6月には常務取締役福岡正が逝去したため、同月に渡部七郎、菅野

松太郎が常務取締役役に就任、また同年10月には任期満了によって新野伊三郎、菊池昌幸が取締役を、小野三郎が監査役をそれぞれ辞任し、後任として武智鼎、宮崎清が取締役に、阿部公正が監査役に就任した。

### 本部機構の変遷

終戦を迎えて経済秩序が混乱している時期に、当行がまず手がけるべきものに、戦災によって焼失した店舗の速やかな復旧と、インフレと物資の欠乏で難渋する従業員の生活援助があった。このため20年10月、管理課から臨時建築課を分離独立(22年7月廃止)させて罹災店舗の復興に当たらせ、21年9月には総務部に厚生課を新設して、戦後のヤミ市とヤミ値の横行で入手のままならぬ生活必需品のあっせん・調達に当たさせた。また、インフレ進行による給与体系の改善と従業員組合への対応が重要課題となってきたことから、22年8月、人事課を人事部に昇格させた。

営業推進面では、預金増強体制を一層強固にするため、23年1月に預金公金課を設置するとともに、総務部調査課を企画部に昇格させて独立の部とした。さらに10月には、急増する資金需要に対しの確な融資管理を行うため、審査課を考査部に改組し、同部に新たに監査課を設けた。また企画部を再び総務部に戻して総務部企画課とした。その後26年3月に、本店新築の専担部門として本店建築課をおき(27年11月廃止)、28年6月には総務部厚生課を廃止して、7月にその分掌を人事部に吸収した。29年4月には、総務部企画課と業務部預金公金課を併合して業務部企画課とした。

このようにして、創立時に2部9課であった本部機構は、戦中・戦後の険しい動乱期をくぐり抜けながら時局に即応して改廃を繰り返し、29年末には次のとおり4部10課となった。

総務部	文書課	用度課	管理課
業務部	企画課	主計課	経理課
考査部	審査課	監査課	
人事部			

秘書課

検査課

## 自己資本の充実

昭和25年4月、シャープ税制使節団の勧告にもとづいて「資産再評価法」が公布された。これは、インフレによる貨幣価値の下落で、実勢を反映しなくなった資産の帳簿価格を評価換えして減価償却を適正に行い、資本の食いつぶしを防止しようとするものであった。当行でも、自己資本充実の立場から、同法にしたがい25年4月1日現在でもって、営業用建物・什器について再評価を実施した。この結果生じた再評価差益5,319万円を、9月に再評価積立金として自己資本に編入した。

表2-2-5 資産再評価実施状況 (単位：千円)

種 類	再 評 価 資 産		うち再評価を行った資産			再評価差額
	帳簿価額	再評価限度額	帳簿価額	再評価限度額	再評価額	
土 地	6,434	54,452	0	0	0	0
建 物	30,581	100,758	10,657	82,372	58,942	48,285
什 器	8,406	21,767	5,708	10,745	10,614	4,906
合 計	45,421	176,977	(A) 16,365	93,117	(B) 69,556	(B)-(A) 53,191

銀行の自己資本は、本来預金に対する保証資本としての意義をもつものである。このため、大蔵省は自己資本比率（総預金に対する自己資本の割合）の目標を、25年度上期から5%、29年度下期からは10%とするよう示達していた。当行の自己資本比率は、25年9月の資産再評価の結果、26年3月末で3%となり、示達目標の5%には届かなかった。その後、経営規模の拡大による業績の伸展で、自己資本比率がしだいに低下することが予想されたため、26年8月に1億5,800万円、ついで28年7月には2億5,000万円の増資を行い、新資本金を5億円とした。

29年6月、「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」が公布され、従来任意に行っていた再評価を、この法により義務づけるものとなった。当行は、同法により29年10月1日をもってさらに資産の再評価を行い、こ

第2章 再建への足どり

表2-2-6 資本金の推移 (単位：円)

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	備 考
昭和16. 9. 1		7,824,875	3行合併による創立
19.12.15	275,000	8,099,875	伊豫相互貯蓄銀行合併による増資
23. 3.31	減資△ 7,099,875	1,000,000	金融機関再建整備による減資
23.10.11	91,000,000	92,000,000	金融機関再建整備計画による増資
26. 8. 6	158,000,000	250,000,000	自己資本充実のための増資
28. 7. 1	250,000,000	500,000,000	〃

表2-2-7 自己資本比率の推移 (単位：百万円)

	総 預 金	自己資本	自己資本比率
昭和 26. 3 末	9,248	279	3.0%
27. 3	13,115	598	4.5
28. 3	18,422	831	4.5
29. 3	22,296	1,372	6.2
30. 3	25,360	1,724	6.8

れによって得られた差益3,000万円を再評価積立金に繰り入れた。  
 こうして25年からはじまった一連の資産再評価と増資により、29年度下期末(30年3月末)

の当行の自己資本比率は6.8%に上昇したものの大蔵省の示す目標には及ばなかった。

店舗網の整備・拡充

戦後の占領下におけるわが国の最大で緊急の課題は、敗戦で壊滅状態となった経済力を速やかに復興することであり、このため貯蓄の増強が至上命題とされた。

当行は、効果的な預金吸収拠点を確保するため、空襲による罹災や旧銀行の合併で非効率となった店舗の整備に着手する一方、疎開などで人口の集中した非戦災地区や市街地周辺に新たに店舗を開設した。終戦直後の昭和20年9月から29年12月末までの間における店舗(特別支店、出張所、代理店、出張員詰所を含む)の新設は26カ店、昇格32カ店、降格2カ店、廃止は44カ店であった。

表2-2-8

## 店舗新設・整備・廃止

店名、出張所名	開設日	廃止日	引継店	備考
御荘西支店		20. 9.29	御荘支店	
新立出張所	20.11. 1			26. 1. 4 支店に昇格
横河原出張所	21. 2.20			25.10. 1 支店に昇格
双岩出張所	21. 2.25	24. 8.10	八幡浜支店	
佐伯町出張所	21. 2.25			25.10. 1 支店に昇格 (城南支店と変更)
和霊町出張所	21. 2.25			25.10. 1 支店に昇格
日土出張所	21. 2.25			25.10. 1 支店に昇格
千丈出張所	21. 2.25	24. 8.10	八幡浜支店	
一万支店		21. 3.30	道後支店	罹災
木屋町出張所		21. 3.30	本町支店	〃
鶴島町支店		21. 3.30	宇和島支店	〃
今治本町支店		21. 3.30	今治支店	〃
神郷支店	21. 4.11			出張所から昇格
大町支店	21. 4.11			〃
三芳支店	21. 4.11			〃
森松支店	21. 4.11			〃
上灘支店	21. 4.11			〃
安浦支店	21. 8. 1	25.11.30	仁方支店	出張所(内海)から昇格 (店名変更)
今治南支店		21. 9.30	常盤町支店	罹災
旭町支店		21. 9.30	〃	〃
南支店		21. 9.30	立花支店	〃
一万出張所	21.10. 1			復活
立花支店	21.10. 1			出張所から昇格
榎町支店		21.10.14	本店営業部	罹災
新居浜宮前支店		21.10.19	新居浜支店	
土橋支店		21.11.20	大手町支店	罹災
二名出張所		22. 1.31	三間支店	
堅新町支店		22. 1.31	追手支店	罹災
南特別支店	22. 3. 3			23. 4. 1 支店に昇格
高知特別支店	22. 3.15			23. 4. 1 支店に昇格
尾道特別支店	22. 3.25			23.10.11 支店に昇格
高松特別支店	22. 4.10			23.10.11 支店に昇格
嵐出張員詰所	22. 8. 1	25.12.30	岩松支店	
松原特別出張所	22. 8. 1			23.12.10 出張所に昇格
大分特別出張所	22. 8. 1			24. 1.14 出張所に昇格
浅海出張員詰所	22. 9.10	25.12.30	菊間支店	
下北津留出張員詰所	22. 9.20	24. 4. 8	臼杵支店	
富田出張所		22. 9.30	常盤町支店	
大井出張所		22. 9.30	波止浜支店	

第2章 再建への足どり

店名、出張所名	開設日	廃止日	引継店	備考
川之江支店	22.10.1			出張所から昇格
大町出張所	22.10.1			支店から変更
蒲江出張員詰所	22.10.1	24.1.31	佐伯支店	
佐志生代理店	22.12.31	25.12.30	白杵支店	
神山出張所	23.1.6			支店から変更
多田支店		23.1.9	卯之町支店	
多田代理店	23.2.4	25.12.30	卯之町支店	
野津市代理店	23.3.19	25.12.30	白杵支店	
高浜出張所		23.3.20	三津浜支店	
狩江出張所		23.3.20	俵津支店	
魚成支店		23.3.31	野村支店	
南支店	23.4.1			簡易店舗(特別支店)から昇格
高知支店	23.4.1			〃
旧鹿ノ川出張所		23.5.25	大洲支店	
南野津代理店		23.9.4	野津市代理店	
尾道支店	23.10.11			簡易店舗(特別支店)から昇格
高松支店	23.10.11			〃
松原出張所	23.12.10			〃 (特別出張所) 〃
盛口出張所	23.12.10			〃 〃 〃
船越出張所	23.12.10			〃 〃 〃
大分出張所	24.1.14			〃 〃 〃
大分支店	24.3.1			出張所から昇格
土居支店		24.8.10	野村支店	
俵津支店		24.8.10	卯之町支店	
山田支店		24.8.10	〃	
喜須来支店		24.8.10	川之石支店	
氷見支店		24.8.10	小松支店	
町見支店		24.8.10	伊方支店	
新谷支店		24.8.10	大洲支店	
弓削出張所		24.8.10	伯方支店	
加屋出張所		24.8.10	八多喜支店	
柴原代理店		24.9.30	三重支店	
亀岡支店	25.10.1			出張所から昇格
盛口支店	〃			〃
一万支店	〃			〃
横河原支店	〃			〃
中村支店	〃			〃
白浜支店	〃			〃
日土支店	〃			〃
和霊町支店	〃			〃
船越支店	〃			〃
松原支店	〃			〃

店名、出張所名	開設日	廃止日	引継店	備考
城南支店	〃			出張所(佐伯町)から昇格して店名変更
広小路支店	25.11.30	29.5.31	追手支店	25.11.30日本勧業銀行宇和島支店を継承
広島支店	25.12.11			
真穴出張所		25.12.30	八幡浜支店	
興居島出張所		〃	三津浜支店	
神山支店	26.1.4			出張所から昇格
大町支店	〃			〃
石根支店	〃			〃
新立支店	〃			〃
三番町支店	27.10.16			
大阪支店	27.3.12			
東京支店	29.4.15			

### 店舗の大都市進出

昭和25年末における当行の県外店舗は14カ店（大分9、広島3、香川1、高知1）を数えたが、そのうち6カ店は度重なる合併によって継承されてきたもので、当行創立後約10年間に県外に進出した店舗は8カ店であった。このうち7カ店は、当局の店舗行政が緩和された22年から23年にかけて、当行が積極的に県外進出をはかって開設したものである。

20年代の後半ともなると、経済の復興と安定化が進んで、しだいに経済の大都市集中が強まるようになり、店舗政策においても地方銀行の都市進出がみられるようになった。当行でもこのような経済事情の大勢に即応し、その第一歩として26年3月に東京と大阪に事務所を開設、経済調査、情報収集など支店進出準備のための活動を開始した。

#### 〔大阪支店の設置〕

大阪支店は27年3月に開店した。

阪神地区と愛媛県とは古くから経済交流が活発で、かつては当行の前身銀行である第二十九銀行や大洲銀行が大阪に支店をおいていたことがあった。戦後も、本県の主要産業である繊維、製糸、果実などの販路が阪神地区に大きく依存し、

また、愛媛・阪神両地区の企業が相互に進出していることから大阪支店の開設となったものである。

#### 〔東京支店の設置〕

東京支店は、大阪支店に2年遅れて29年4月に開店した。



開設当時の東京支店

当時、都会地の店舗新設は店舗行政上抑制の方針がとられていたが、愛媛県と首都東京とは、一般の商取引および財政資金の流れを通じて密接な繋がりを持っており、また首都圏との為替取引も頻繁でその取扱高も多いことから特別に開設が認められたものである。

当時は、金融・財政両面にわたるデフレ政策で金融引締めが一段と強化され、企業倒産が相つぐという悪条件下にもかかわらず、開店日の預金は6億2,000万円という好成績で、大阪支店同様、順調な滑り出しをみせた。

## 2. 組合の結成とその波紋

### 従業員組合の発足

戦後、日本の民主化を急ぐGHQは、その基本占領政策の一環として労働者の雇用ならびに労使関係の民主化を促進するため、労働組合の結成を勧奨した。

昭和21年3月1日、「労働組合法」が施行され、全国にわたって大企業を中心に労働組合の結成が相ついだ。引き続き労働争議など労働関係の公正な調整をはかる「労働関係調整法」(21年10月施行)および賃金、労働時間、補償などの労働条件を規定する「労働基準法」(22年9月施行)が制定された。これらのいわゆる労働3法は、いずれもGHQの指令によるもので、労働者の組合組織に一定



の法的秩序を与えようとするものであった。

当行では、21年3月29日、松山市三番町の本店焼跡で組合結成大会が開かれ、「伊豫合同銀行従業員組合」が誕生した。4月1日、組合は、(1)従業員組合の承認、(2)銀行の組織と運営の民主化、(3)従業員の人格尊重と生活保障を内容とする要求書を銀行に提出、組合員の大きな期待を背に労働条件の改善を求めて活動を開始した。

22年1月、経営協議会が設置された。これは、銀行と組合双方の協議により、銀行の健全な運営と従業員の生活向上をはかろうとするものであった。

この年の4月、全国の銀行労働組合の上部組織である全国銀行従業員組合連合会（全銀連）が結成され、以後、当行の従業員組合はその傘下で活発な組合運動を展開していった。

#### 本店を包囲したストライキ

昭和27年4月の講和条約の発効でわが国が独立したのを機に、日本労働組合総評議会（総評）は、賃金の戦前水準回復と最低賃金制の獲得をめざして労働攻勢を強化し、全銀連もこれに呼応して賃上げ闘争を組織した。28年に入り、福岡銀行で賃上げ闘争が起り、これが無期限ストに発展してわが国労働運動史上初の銀行ストとなった。29年になると、全銀連のもとに全国的に地方銀行の統一賃上げ闘争が起り、これと相前後して発生した証券取引所の争議とともに、いわゆる「ホワイト・カラーの労働争議」として世間の耳目を驚かせた。

全銀連の傘下にあった当行の従業員組合も、29年7月30日に統一闘争の一環として、現行ベース12%の賃上げ要求書を銀行側に提出した。8月5日以降6回に及ぶ団体交渉も不調に終わり、ついに9月2日のスト権集約投票を経て、9月6日から争議行為に突入した。当初は、定時出勤、時間外拒否など比較的緩慢な争議行為で推移していたが、9月14日になって発せられた「9月15日時限スト決行」の指令が口火となって、ストに反対して組合から脱退する者が続出し、組合は事実上分裂するに至った。

スト指令が発せられた14日の夜、本部の検査役、調査役などの非組合員は、組

合脱退を表明した73人とともに本店建物内にたてこもり、翌朝のストによる混乱の收拾に備えた。夜を徹して続けられた愛媛県地方労働委員会（地労委）のあっせんは、15日未明ついに不首尾に終わり、もはやストの突入は避けられない事態となった。

午前9時、行員同士が本店の内と外で対立した状態のままで1時間のストがは



本店を囲むピケ隊

じまった。緊張感の張りつめるなか、緊急動員の外部支援団が大挙して駆けつけ、これを迎える当行の組合員と合流し、めいめいの組合旗を掲げて本店周囲をピケで取り巻いた。そのうち、争議の主導権は外部支援団体の手に移る形勢となり、9時にはじまった1時間の時限ストは、事態の進展をみないまま、しだいに延長

されて正午を迎え、ついには手の施しようのない状態で24時間の全日ストへとエスカレートしていった。さらには松山市内の2カ店が24時間ストに入るなど、事態はますます深刻の度を加え、とうとう当行史上未曾有の大争議へと急転していった。

ストは翌16日にもまる1日続行された。この日、松山市議会の商工委員会は、銀行のストが市内の中小企業に与える影響が極めて大きいとして、労使双方に善処方を申し入れた。商工会議所連合会も「ストの延長は不意打ちの行為で商工業者の混乱は著しい。明日よりのストを平和裏に中止されんことを望む」との声明を発表、また代表が県警察本部と松山地方裁判所を訪れ、「ピケに対し適切な措置をとるよう」との陳情書を提出した。銀行側が裁判所に申請していた仮処分は、9月16日夜8時半に執行され、翌17日から顧客や非組合員が本店に出入りすることが自由となった。

このように状況が目まぐるしく転回していくなかで、21日には地労委が職権あっせんに乗出た。このあっせんにもとづく5日間の真剣な労使交渉を経て、

26日には双方があっせん案を受諾することになり、協定書調印の運びとなった。こうして愛媛県金融史上空前のものとなったこの争議は、組合が賃上げ要求書を提出してから59日目、時限ストに突入してから12日目にしてようやく終結をみた。

#### 労使協調に向かって

さしもの争議も9月26日の協定書の調印でようやく終息をみたが、以後の労使関係のあり方、組合組織の立て直しなど、事後処理をめぐる難題は少なくなかった。

10月14日になって、組合執行部は総辞職の声明を発表して退陣を決めた。17日に招集された代表代議員会では、参加者全員が執行部から出された総辞職の表明を承認するとともに、どのような困難に突き当たろうとも組合組織の再建をはかっていくことを確認した。この争議中、組合からの脱退を表明していた者も、「争議解決による企業防衛と組織統一のため」次々と脱退届を撤回し、争議終結後1カ月足らずで、ほとんどの者が組合に復帰することになり、ついで11月10日に実施された組合役員選挙で新しい執行部が誕生した。

銀行側においても、争議終結直後の支店長会議で、この争議の反省に立って正常な労使関係を確立する方針を打ち出した。そしてまず揺れ動いた労使関係の安定化をはかるため、次の諸点について不断の努力を重ねていくことになった。

- (1) 従業員の人間性を尊重し、人事の公正を期する。
- (2) 全従業員を経営に直結させるため、双方の意思の疎通をはかる。
- (3) 青年婦人層を抑圧感から解放し、銀行の将来の担い手としての自覚と矜持きやうじをもたせる。
- (4) 給与制度の合理化と簡素化に努める。
- (5) 従業員厚生的重要性を認識し、厚生施策と衛生管理を拡充強化する。

後年、行内で「29年スト」と呼ばれ、労使双方とも貴重な経験として語り継がれるようになったこの争議は、各方面からも注目を浴びたものであった。しかし、最も懸念された組合の分裂は回避され、また将来に禍根を残すこともなく労使関

係の修復に向かったことは、当行労使双方の良識に負うところが極めて大きかった。

争議さなかの本店の模様が推量できるものに、当時総務部長であった宮崎要(元専務取締役)の次のような懐古談がある。

私らがろう城したのは9月中旬の約2週間で、仲田副頭取(当時)・菅野常務(当時)を大将に、本部・営業部の男子行員100人余りだった。

あの時、末光頭取(当時)に敬服したのは、ご出張先の東京から急きょ帰松され、すぐ「中に入る」とおっしゃる。ろう城の状況を考えた時、「中にお入りになるより、行動の自由な外におられて、世論をお聞きになりながらご指示くださった方がいい、強いてお入りになられることはありません」と申しあげたのだが、「みんな苦勞しているのだから」とおっしゃって敢然として中に入られた。

あの時は、愛媛地評はじめ他産業の労組あるいは他の団体が、本館の周囲をとり巻いて兵糧攻めをやった。私はその時総務部長で、ろう城者の毎日の食事に苦勞したわけだ。手配はできるのだが、妨害があるから朝の弁当がくるのが10時・11時になって、しかもまずい。課長のなかには「食事がまずい」と苦情を言うてくるものがいたので、私は「今の事態を何と心得とるのか」と一喝したことがありました。

その日も弁当が11時頃に運ばれてきたので、頭取に「毎日ご迷惑をおかけして申し訳ありません」と謝りにいったら、頭取は、「なんちゃ、みんなと同じじゃ。つまらんことにあまり気を遣うなよ」とおっしゃって実に泰然としておられた。

(「故末光会長追悼集」より)

### 3. 創立10周年

#### 記念行事

昭和26年9月1日、当行は創立10周年を迎えた。

思えば創立時の昭和16年は、日本が無謀な太平洋戦争に突入、やがて世界の列国を相手にして戦い、ついには満身創痍の状態で屈服せざるをえなくなる運命の年でもあった。

それから10年の歳月が流れた。この間、当行は戦時においては国家統制と戦禍、また戦後の混乱期においてはインフレ、戦時補償の打切り、ドッジ・デフレなどさまざまな障壁を乗り越えながら、ひたすら地方経済の発展を使命として苦難の道を歩んできた。そして10年を経て、当行は顧客をはじめ関係者の支援のもとに、全国有数の地方銀行として確固たる地位を築くに至った。

創立10周年記念式典は、中央から岸日本銀行政策委員、鶴原日本銀行理事、地元からは久松愛媛県知事ほか官民三百余人の臨席を得て、9月1日午前10時から愛媛県教育会館で盛大に挙行された。



創立10周年記念式典

席上、末光頭取は10周年を迎えた喜びと今後の抱負について、次のような挨拶を述べた。

本日茲に当行10周年記念式典を挙行するに当たりまして、本県知事、大蔵省銀行局長代理をはじめ官民多数のご来会をえましたことは、当行として最も光栄に存するものでございまして皆さまに対し厚く御礼申し上げます。

顧みますれば、当伊豫合同銀行は当時すでに県下四十有余の銀行を合併し本県金融界に鼎立しておりました今治商業・松山五十二・豫州の3行が、時局の要請にもとづき当時の日本銀行松山支店長鶴原氏ならびに大蔵省銀行課長浜田氏のごあっせんによりまして合併を断行いたしましたもので、その調印をみましたのは実に昭和16年5月12日であったのであります。

時の旧3行の頭取は、本日も臨席を願っておる平山徳雄氏・佐々木長治氏・矢野透氏の3氏でありまして、以上3氏のほか今は亡き丹下辰世氏と私と副頭取との6名が創立委員となって事務交渉をいたし、その間鶴原氏のご協力によりまして順調に進捗し、伊豫合同銀行の創立をみましたのは10年前の昭和16年9月1日であったのであります。爾来10年、前半におきましては戦時統制の強化、後半におきまし

ては終戦後経済の激動など、諸種の困難に遭いながらも終始本県産業の興隆育成に力をいたして参った次第であります。

この間、業務面におきましては、創立当初資本金782万余円、預金1億7,700余万円、貸金5,900余万円であったのが、10年後の今日、資本金が30倍余の2億5,000万円、預金が60倍の106億円、貸金が150倍の96億円に達し、全国地方銀行59行中11位を占めるに至りました。本日ここに10周年を迎えるに当たり、既往の経過を回顧します時、多少の感慨なきをえません。

当行がかく順調に発展を遂げ今日に至りましたことは、いつに県民各位のご援助、関係当局のご指導と当行役職員のたゆまざる努力の賜でありますけれども、特に初代頭取平山徳雄氏、現在は他界されました往年の常務丹下辰世氏、奥村取締役、原常任監査役のご功績があずかって力あるものでありまして、なお特に本県財界の長老であられる石原操氏、佐々木長治氏、大野悌氏などが、時には役員として、時には行外において当行をご援助していただいたことが、当行をして順調なる発展をなさしめた所以でありまして、本日の祝典をあげるに当たりまして以上の諸君に対しあらためて謝意を表したいと思うのであります。

今やわが国の財界は講和を前にして重大なる時機に遭遇しておるのであります。私ども役職員は、一致団結して地方銀行としての使命達成に邁進せんことを期する次第であります。今後ともご指導とご援助の程を切にお願い申し上げます。

以上御礼旁々いささか所懐を述べてご挨拶といたします。

続いて、久松県知事、大蔵省銀行局長の祝辞と一万田尚登日本銀行総裁はじめ各界からの祝電の披露などがあり、祝宴に移って午後1時すぎ閉会した。

この記念日に当たり、今後における業務運営の指針とするため、当行創立後10年間の歩みを記録した『伊豫合同銀行十年史』を発刊した。本書は、貴重な資料をもとに、行史として、また明治以降の愛媛の金融・経済史として体系的に編さんされたもので、当時としては全国的にも数少ない地方銀行史の一つであった。

なかでも、本書に収められている記念座談会「愛媛県における銀行業の回顧と展望」は、長年の間、県下の金融界で主要な地位にあった諸氏が、明治・大正・昭和の各時代にわたる隠れた愛媛金融史を口述したもので、各方面から高く評価

された。

9月23日には、愛媛県銀行協会ホールを祭場に「役職員物故者慰霊祭」を催して、役職員一同が先人の遺徳を偲ぶとともに当行の発展を願って行務に一意専心することを誓った。

### 行名・行章の変更

「伊豫合同銀行」の名称は、昭和16年に県下の3銀行が合併して新銀行が創立される際、結城豊太郎日本銀行総裁によって命名されたものであった。その後当行が19年に伊豫相互貯蓄銀行を吸収、名実ともに愛媛県下唯一の本店銀行として大きく躍進してきたことから、創立10周年を迎えたのを機に行名を改称することになった。

新行名については、愛媛県が全国的に「伊豫」の呼び名で知られていること、また当行が愛媛県を主要営業基盤として一般に“いよぎん”の愛称で呼ばれていたことから、26年11月1日に「株式会社伊豫銀行」と改称して



新旧行章

再出発することとなった。そして、27年10月、本店の新築落成を機会に、書家松井郁次郎による新行名の書体を採用した。さらに、行名変更にもなって新しい行章を制定した。新行章は、伊豫銀行の「イヨ」とBankの「B」を組み合わせ、これを協力・融和の円で囲んだもので、その簡潔で斬新なデザインは、以後、お客さまや当行役職員に長らく親しまれてきた。

### 本店の新築

当行本店は、昭和16年の3行合併で松山市三番町の松山五十二銀行の本店建物を継承していた。しかし20年7月の松山空襲で罹災してからは、日本銀行松山支店の一部を借りて営業を継続していたが、21年3月になって焼け跡に仮社屋が完成した。そして戦後からはじまった店舗の整備・新設がほぼ一段落した26年に、当行の創立10周年を迎えるのを記念して本店を新築することになり、26年3月、

本店建築課を新設してその準備にとりかかった。

建築用地は、元榎町支店跡（現・南堀端町）で、26年7月に地鎮祭を行い、約1年以上かけて27年10月10日に4階建ての新本店が竣工した。



落成した本店

本店は、松山市のほぼ中心部に位置し、北正面は松山城の南濠に面し、東正面向かい側には松山市庁舎、日本銀行松山支店が並び、また愛媛県庁はじめ諸官庁も近くにあつて、環境、立地ともに恵まれた一角を占めている。

本店の新築落成を祝う記念式典は、27年10月10日、新装なった本店4階ホールに県内外から来賓多数を迎えて盛大に挙行された。翌11日には、株主、取引先、行員家族を本店見学に招待するとともに、一般にも公開したところ約1万人の来行者があつた。

戦後7年、戦災復興途上にある松山市内の鉄筋建造物といえば、罹災を免れた愛媛県庁、松山市庁、日本銀行ぐらいのもので、当行の真新しくて重厚な本店はひととき異彩を放ち、ふるさと復興のたくましい息吹きを象徴するものとして見学者に深い感銘を与えた。



## 第3節 営業活動の進展

### 1. 貯蓄増強運動の展開

#### 救国貯蓄運動

昭和21年2月に断行された金融緊急措置は、手元現金の預入と封鎖および新円への切替えを強制したもので、戦後すさまじい勢いで進行するインフレを一時的に阻止する効果を発揮した。続いて8月には、戦時補償打切りによる第2封鎖預金の設定と凍結が行われた。

このように戦後混乱期の試練を経てから、各銀行とも自由預金（封鎖に対応する新円）の増強に全力を傾注したが、目立った成果は得られなかった。なぜなら、これら一連の非常措置が、預金者にいつか再び預金の封鎖があるのではとの疑念と警戒心を与えたからである。このため、預金の伸びは貸出のそれに追いつかず、21年末の全国銀行自由預金残高は、戦後はじめて貸出残高を下回ることになり、いわゆるオーバー・ローン現象が生じた。

このような状況にあつて、金融界の最大の課題は預金の増強におかれた。10月の全国銀行懇談会では、新円預金吸収のための一大国民運動を実施することが決

表2-3-1 全国銀行預金・貸出金の推移（新勘定） (単位：百万円)

年 月	預 金	内 訳			貸 出 金	
		第1封鎖 預 金	自由預金	前月比 増加率		前月比 増加率
昭和 21. 8	75,316	53,372	21,944	%	9,554	%
9	86,815	60,984	25,830	17.7	16,595	73.7
10	93,090	62,862	30,227	17.0	22,894	38.0
11	106,045	73,194	32,847	8.7	29,384	28.3
12	122,258	82,507	39,751	21.0	40,960	39.4
22. 1	125,575	78,620	46,955	18.1	46,801	14.3

日本銀行統計局「本邦経済統計」より作成

議された。政府も11月、衆議院内に通貨安定対策本部、都道府県に地方通貨安定推進委員会を設置し、全国的な盛り上がりを期待した「救国貯蓄運動」を推進することとなった。この貯蓄運動は、21年11月から24年3月までの間、9次にわたって展開された。この結果、全国的に貯蓄意識が高揚し、計画達成率は21年度に91%、22年度に117%、23年度には136%と、年を追って上昇した。こうした成果について、23年度の経済白書は、「昨年度（22年度）における一般自由預金の増加は救国貯蓄運動の本格化にともなってかなりみるべきものがあった」と評価した。

24年のデフレ政策によるインフレの終息で、同年11月に通貨安定対策本部は解散したが、その後も25年から26年にかけて設置された各都道府県貯蓄推進委員会が、各地域で自主的な運動を繰り広げた。

当行は、救国貯蓄運動実施1カ月前の21年10月、新円1億円の預金獲得運動を独自に展開し、1億1,400万円の成績をあげた。引き続き全国統一の救国貯蓄運動に呼応して、21年11月から翌22年3月までの5カ月間、預金増加目標を6億円とする預金獲得運動を実施した。この運動の推進に当たっては、各母店に貯蓄推進本部をおき、また臨時出張所も設けるなど、いろいろな手段を尽くして精力的に取り組んだ。それでも当時はなおも世上に換物思想が根強く、これが貯蓄心理を妨げて、前半11～12月の2カ月間の預金は9,100万円の微増にとどまり、また後半の22年1～3月の3カ月間は、財産税の納入などから逆に6,700万円の減少となり、はなはだ不本意な成果に終わった。

### 創立10周年特別貯蓄増強運動

昭和26年9月1日に創立10周年を迎えるに当たって、26年9月末までに預金100億円の早期達成をめざす「創立10周年記念特別貯蓄増強運動」を展開した。

この運動では、役職員一同が感謝の心を込めて総力を結集して精励した結果、季節的に資金が枯渇する時期にもかかわらず、運動を開始してから3カ月目の26年6月には、早くも総預金100億円の大台に達した。さらに余勢をかって全員外交の全店運動を積極的に展開したこともあって、9月1日の創立記念日には、総

預金 110 億円を見事に突破して意義ある記念日に花を添えた。

### その他の貯蓄増強運動

以上のほか、全行的に推進した運動には、昭和 26 年 9 月から 10 月にかけて実施した「講和記念特別貯蓄運動」、27 年 1 月から 3 カ月間“足による大衆預金の獲得”に重点をおいて展開した「定期定積倍加特別運動」、27 年 4 月 28 日の講和条約発効を記念して、同年 3 月に愛媛県貯蓄推進委員会の主導のもとに進められた「愛媛県なかよし定期預金増強運動」、本店が落成した 27 年 10 月を挟んで 9 月から 11 月まで実施した「本店社屋新築落成記念特別貯蓄運動」がある。

表2-3-2 預金残高の推移  
(単位：百万円)

年度末	残 高	前年度比 増 加 率
昭和 25	9,248	37.6%
26	13,115	41.8
27	18,423	40.5
28	22,297	21.0

### 新種預金は花ざかり

インフレの進行と物資の欠乏で換物思想が根強いなか、新円預金の吸収手段として新種預金が続々と登場した。

#### 〔特別定期預金〕

昭和 21 年 11 月から展開された救国貯蓄運動を機に、「特別定期預金」が創設され、22 年 6 月から取扱いを開始した。これは「無記名定期預金」とも呼ばれ、印鑑の届け出だけで証書面に名前が記載されない制度の預金である。預金者が誰かわからず秘密が保たれることが人気を呼び、戦後のインフレ下で伸び悩んでいた定期性預金の退勢挽回に大きな役割を果たした。取扱いを開始して 2 年経過した 24 年末の全国銀行の無記名定期預金は、定期預金総額の 63% を占めるほどの成長ぶりを示した。

それほど威力を発揮したこの預金も、24 年に来日したシャウプ使節団が、租税負担公平の原則から無記名預金制度の廃止を勧告したことにより、24 年 12 月末限りで廃止されたが、2 年後の 27 年 2 月に再び日の目をみることになった。取

扱いの再開とともに無記名定期預金は全国的に急増し、27年度末には全国銀行で2,216億円となり、定期預金総額の26%を占めた。

当行の無記名定期預金は、27年度末には13億6,300万円で定期預金総額の16%にとどまり、全国平均をはるかに下回っていたが、それでもこの制度の魅力が預金増強上絶好の誘い水となったことは否定できなかった。

表2-3-3 無記名定期預金の推移

年度末	全 国			当 行		
	無記名定期 預 金(A)	定 期 預 金 合 計(B)	(A) (B)	無記名定期 預 金(a)	定 期 預 金 合 計(b)	(a) (b)
昭和 26	億円 600	億円 5,751	% 10.4	百万円 343	百万円 5,487	% 6.3
27	2,216	8,517	26.0	1,363	8,481	16.1
28	2,272	10,882	20.9	1,313	10,546	12.5
29	2,188	13,427	16.3	1,147	12,470	9.2

#### 〔福德定期預金〕

救国貯蓄運動が発足して間もない昭和21年12月から、割増金付の「福德定期預金」の募集が開始された。割増金付の預金は、かつて19年6月に公布された「割増金附貯蓄規則」により、日本勧業銀行が幹事となって全国の銀行で一斉に取り扱ったことがある。21年1月以降一時中断されていたが、再び福德定期預金として登場してきたものである。

1口300円、預入期間1年で、物資不足の時代を反映して抽せんで景品（洋服地、ミシン、サッカリンなど）がつき、当せんしなかったものにも1口当たり10円の割増金が支払われた。時節柄景品の魅力もあって募集の消化は極めて順調で、資金の吸収、通貨の安定に寄与するところ大きいものがあった。

当行も、21年12月から24年4月まで10回にわたって募集を行ったが、なかでも23年の第5回の募集では、全国総発行額45億円のうち1億700万円を消化して、地方銀行中第2位という輝かしい成績を収めた。

## 〔大黒定期預金〕

先の福德定期預金は、物不足の折から時宜にかなった商品として好評であったが、戦後の復興が軌道に乗り国民生活も安定していくにしたがって賞品の魅力がしだいに薄れたため、第10回で募集を打ち切った。しかし、割増金付定期預金は、長期性預金の吸収効果が大きい商品であるため、政府は昭和23年7月に「割増金付貯蓄の取扱に関する法律」を公布して、以後、金融機関が独自の企画でこれを取り扱うことができるようにした。

当行では、これをうけて「大黒定期預金」という商品名で、23年11月から募集を開始した。第1回の募集では、目標額1億5,000万円に対して実績は6億7,531万円で、実に目標の4.5倍という驚異的な記録をたてた。抽せんをともなったこの種の預金は、当時の射幸的風潮にかなない、しかも割増金の特賞10万円は1口元金1,000円の100倍に相当するということもあって、一攫



大黒定期預金抽せん会

表2-3-4 大黒定期預金募集状況 (単位：百万円)

回別	募集期間	目標額	消化額	消化率
1～10	昭和23.11～26.4	5,850	7,814	133%
11～20	26.5～28.8	12,600	18,983	150
21～26	28.8～30.2	11,600	13,556	117

千金を夢みる預金者心理をくすぐり、その売行きは極めて順調であった。第2回以降の募集も引き続き好調で、大黒定期預金は、当時預金の吸収で低迷を続けていた当行への大きな支えとなり、名称どおり預金増強の“大黒柱”となった。

## 〔その他の預金〕

その他の預金には、昭和20年12月に復活した「通知預金」と、27年2月から取扱いをはじめた「自由積立定期預金」がある。

通知預金は、20年4月以降、普通預金に包含されていたが、戦後のインフレ期に入って、浮動資金の吸収手段として早ばやと復活したものである。自由積立定期預金は、無記名定期預金の復活と日を同じくして創設されたもので、通知預金とは対照的に、一般大衆の小口預金の固定化をはかるものであった。

## 2. 貸出金の運用と管理

### 当行の貸出状況

当行では、昭和21年の金融緊急措置のあおりで預金が伸び悩んだうえに、徴税の強化によって第1封鎖預金から納税資金の引出しが相ついだことから、資金繰りがにわかに窮屈になった。このため、日銀借入が一挙に増え、23年3月末の借用金勘定は1億2,600万円となり、総預金に対する割合は6.3%と、かつてない高率を記録するに至った。このような情勢に直面して、当行は、専決貸出権限の停止、無担保貸出の抑制、不要不急貸出の回収などの一連の措置を講じたが、県内重要産業の復興資金、賃金・原料の値上がりによる運転資金、地方公共団体に対する貸出など資金需要は極めて旺盛で、貸出金は22年から24年初めにかけて大幅に増加した。

25年に入り、6月の朝鮮動乱勃発以来、活発となった輸出の増大と生産の拡大で資金需要が急増したことや、26年からはじまった休戦交渉に起因する国内景気の中たるみで滞貨融資が増えたことにより、市中銀行のオーバー・ローン是一段と顕著となった。こうした局面を打開するため、政府は26年6月、「インフレを回避し重要産業向け資金を確保するとともに不要不急融資を抑制する」新経済政策を発表し、続いて10月には、大蔵省から各銀行に対し設備資金の融資を抑制するようとの通達が出された。

当行は、この政府の方針にのっとり、貸出に当たっては不急融資を抑制して量的規制を強化するとともに、質的向上をもはかるため、信用調査、選別融資、担保貸出主義を徹底した。

動乱ブームによる投資の急増が沈静に向かった27～28年には、景気が停滞気味

に推移したことから、政府は28年度には財政投融资を中心とする積極的な財政政策をとることになった。この政策が効を奏して、民間設備投資と輸入は活況を呈したが、反面、物価の国際的割高による輸出の不振が響いて国際収支が悪化したため、日本銀行は、28年秋から29年にかけて、窓口規制と高率適用を強化して金融引締めを行うことになった。

当行は、このように金融事情が変動するさなかの28年11月の支店長会議で融資方針を発表、「貸出額の増加は預金増加額の50%を目標とし、抑制すべき融資は抑制する一方、地場産業の育成に寄与する資金は積極的かつ円滑に供給するよう」示達した。

この間の貸出内容をみると、戦後の復興期には貸出の60~70%が、大手紡績に対する協調融資と繊維、紙、パルプ、食料品、木材、木製品などの県内製造業に集中していたが、26年頃からは商業活動が活発化しはじめて商業部門への貸出が増加するなど、資金量の増大とともに下表のとおり業種分散化の傾向がみられ、地方経済の各層にわたって幅広い接触を持つことになった。

表2-3-5 当行貸出金の業種別構成 (単位：%)

業種	年月末						
	昭和 25. 9	26. 3	27. 3	28. 3	29. 3	30. 3	
製 造 業	56.8	55.1	53.3	53.0	48.6	46.5	
商 業	18.0	20.0	23.7	27.8	28.4	26.0	
農 林 水 産 業	3.5	2.5	2.6	1.8	1.6	2.0	
建 設 業	2.3	2.9	2.9	2.9	3.4	3.7	
運 輸 通 信 業	5.8	3.8	7.7	5.8	5.9	6.1	
サ ー ビ ス 業	3.2	3.5	2.9	2.8	3.9	3.4	
地方公共団体	1.9	3.9	3.9	2.9	5.2	5.8	
そ の 他	8.5	8.3	3.0	3.0	3.0	6.5	
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

### 3. 営業の推移

わが国経済は、終戦直後の混乱状態から未曾有のインフレに突入、さらに昭和24年には一転してドッジ・デフレへと目まぐるしく変転していった。そして、25

年に発生した朝鮮動乱では、短期間ながら特需景気が現出して資本の蓄積が進み、また27年には対日講和条約が発効して、いよいよわが国は独立国家として経済自立の道を歩むことになった。28年以降は、動乱ブームの反動から国際収支が悪化したのを契機に、再びデフレ政策がとられ金融引締めが強化された。

当行は、こうした終戦時から20年代の終わりまでの一連の情勢の変化に適応しながら、確固とした経営基盤を築いてきた。

## 預 金

終戦直後は、物価騰貴による生活難、インフレによる換物思想から預金は間断なく引き出される一方、好況の農漁村に流入していった資金も“タンス預金”となって思うように還流せず、預金の増勢は低調であった。

昭和21年から23年にかけては、全国的な救国貯蓄運動を背景に当行で展開した預金増強運動の成果があがり、多額の引出しにもかかわらず資金の減少をどうにか食い止めることができた。特に21年2月には金融緊急措置にもとづく日銀券の強制預入(封鎖預金)6,600万円があって、同年1～3月の預金増加額は約4億円にのぼった。その後、豊作と財政の散超に加えて、23年11月から取扱いを開始した割増金付大黒定期預金の募集が好調であったことから、23年度下期(24年3月期)の預金増加は著しいものがあった。

表2-3-6 預金残高の推移

(単位：百万円)

年 度 末	残 高	前年度比 増 加 率
昭和 20	1,178	% 101
(21. 8.10)	1,115	△ 15
22	1,998	79
23	4,854	143
24	6,719	38
25	9,248	38
26	13,115	42
27	18,423	41
28	22,297	21
29	25,360	14

24年2月以降は、ドッジ・デフレによる一般産業の不振を反映して預金の伸びは鈍化した。

25年から26年にかけての動乱ブーム、さらに27年から28年にかけての消費景気を通じて、預金は毎年40%前後の高率の伸びを示した。特に、27年には大阪支店の開設があり、また本店の新築落成を記念する特別増強運動が効を奏して、27年度末(28年3月末)の預金は184億円となり、前年



度比41%増加して地方銀行平均の39%を上回った。

28年秋以降は、再度のデフレ政策による金融引締めの影響で、県内産業が沈滞のうちに推移したことにより、預金増加率は28年度21%、29年度は14%にとどまり、当行の経営環境はかなり厳しいものがあった。

表2-3-7 当行預金の科目別構成の推移 (単位：%)

年度末	当座預金	普通預金	定期預金	定期積金	その他	合計
昭和 20	10.0	33.8	41.5	1.5	13.2	100.0
(21. 8.10)	7.4	33.1	31.7	1.5	26.3	100.0
22	15.5	53.3	23.2	2.4	5.6	100.0
23	21.1	38.1	31.8	4.4	4.6	100.0
24	12.7	31.5	40.9	7.1	7.8	100.0
25	9.0	35.0	42.1	5.5	8.4	100.0
26	10.5	34.4	41.8	5.6	7.7	100.0
27	14.0	26.3	46.0	6.9	6.8	100.0
28	10.7	25.2	47.3	11.1	5.7	100.0
29	11.0	20.8	49.2	12.9	6.1	100.0

## 貸出金

昭和20年代前半の貸出金は記録的な増加をみた。すなわち、20年度末(21年3月末)に2億2,800万円であった残高は、24年度末(25年3月末)には55億8,200万円へと24.5倍に膨れ上がり、この間の預金の伸び5.7倍をはるかに上回った。これは、(1)戦後、地方産業に対する復興資金の需要が極めて旺盛であったこと、(2)金融緊急措置で法人預金の大部分が第2封鎖預金として凍結されたため、事業資金を金融機関に依存せざるをえなかったこと、(3)戦時中にとられていた融資制限が撤廃されて金融機関の貸出姿勢が積極的になったことによるものであった。このため、預貸率(預金に対する貸出金の比率)は、21年3月末に19%であったものが25年3月末には83%に上昇、貸出金が有価証券に代わって資金運用の主体を占めるに至った。この時期における貸出金の特徴は、信用取引の増大を反映して商業手形のウエートが徐々に高まる一方、証書貸付のウエートが低下傾向を示してきたことである。

24年度末(25年3月末)に55億円に達した貸出金は、その後の朝鮮動乱ブー

ムの旺盛な資金需要をうけて急増し、26年度末(27年3月末)にはついに100億円を突破した。その後、ブームの反動による市況の悪化で、滞貨資金を中心とした県内産業の融資要請に極力応じたために、その増加額は、27年度中49億円で前年度比増加率45%、28年度は39億円で前年度比25%の増加率となった。

表2-3-8 貸出金残高の推移 (単位:百万円)

年度末	残高	前年度比 増加率	預貸率
昭和 20	228	39%	19%
(21. 8.10)	323	42	29
22	1,158	259	58
23	3,189	175	66
24	5,582	75	83
25	8,349	50	90
26	10,883	30	83
27	15,746	45	86
28	19,673	25	88
29	22,226	13	88

翌29年度は、デフレ政策による金融引締めにより25億円の増加にとどまり、29年度末(30年3月末)の残高は222億円となった。

なお、戦後の経済復興が進み商取引がますます活発となってきたことから、総貸出金に占める商業手形の割合は、20年度末(21年3月末)の1%から29年度末(30年3月末)の29%へと大幅に上昇した。

表2-3-9 当行貸出金の科目別構成の推移 (単位:%)

年度末	手形貸付	証書貸付	当座貸越	商業手形	その他	合計
昭和 20	76.3	18.0	4.4	1.3	—	100.0
(21. 8.10)	81.7	14.6	0.9	2.8	—	100.0
22	83.9	5.3	2.1	8.7	—	100.0
23	76.5	1.7	6.7	14.6	0.5	100.0
24	75.1	0.3	7.0	17.5	0.1	100.0
25	74.5	0.1	5.2	20.1	0.1	100.0
26	72.0	0.2	3.7	24.0	0.1	100.0
27	67.0	0.2	3.3	29.4	0.1	100.0
28	64.6	1.6	3.2	30.5	0.1	100.0
29	64.4	2.9	3.5	29.1	0.1	100.0

### 有価証券

昭和20年代前半では、地方産業に対する復興資金を確保するために有価証券投資を抑制する方針をとった。このため、預証率(預金に対する有価証券の割合)

は、20年度末（21年3月末）の53%から24年度末（25年3月末）の15%へと急激に低下した。なかでも24年度は、ドッジ・デフレの浸透で苦境に立った地場産業からの融資要請の高まりに対して、手持ち国債を資金化してこれに応じたことが、この低下傾向に一層拍車をかけた。

25年以降、有価証券は資金量の増大ともなって漸増した。その内容をみると、24年6月から25年末にかけて実施された日銀の買オペレーションにより国債のウエートが低下、これに代わって社債のウエートが増加した。この結果、有価証券に占める社債の割合は25年度以降80%台で推移した。また、24年5月の株式市場の再開により、株式の流通がしだいに活況を呈してきたため、当行の株式保有割合も漸増傾向をたどった。

社債や株式のウエートが増加したのは、経理面からみて、その利回りが国・公債の平均利回りを常に上回っていたため、有利に運用できるメリットがあったからである。

表2-3-10

当行有価証券構成比と残高の推移

(単位：%)

年度末	構成比					合計	
	国債	地方債	社債	株式	その他	残高	預金に対する有価証券比率
昭和 20	77.9	0.4	14.7	2.2	4.8	百万円 625	53.1
(21. 8.10)	78.7	0.3	13.5	2.1	5.4	616	55.2
22	81.8	1.8	16.1	0.3	—	770	38.5
23	70.8	1.9	26.6	0.7	—	1,224	25.2
24	44.2	0.7	53.2	1.9	—	997	14.8
25	11.8	0.1	85.9	2.2	—	1,182	12.8
26	8.8	0.1	87.9	3.2	—	1,459	11.1
27	6.6	0.3	87.9	5.2	—	1,941	10.5
28	8.4	0.5	84.4	6.7	—	2,513	11.3
29	7.1	0.5	85.3	7.1	—	2,991	11.8

### 損益状況

全国銀行の損益状況は、敗戦による経済の混乱によってやむなく未収利息の発生をみたこと、あるいは物価高騰が経費の増大を招いたことなどから概して不振

であった。

当行においても、戦争保険金融資の利収停止が主因となって、昭和20年度下期(21年3月期)では経常支出が経常収入を上回り、当期利益金は2万7,000円のマイナスとなった。22年度下期(23年3月期)になってようやく経常純益がプラスに転じたが、それでも経常収支率(経常支出と経常収入の比率)は99%で依然として高く、当期利益金は56万7,000円にとどまった。

24年度は、運用資金が低利回りの有価証券から高利回りの貸出金に移行したことや、非効率店舗を廃止したことなどの経営合理化が実を結び、損益状況は一気に好転した。そして経常収支率は、24年度上期(24年9月期)以降、大蔵省の指導上限基準である90%を恒常的にクリアするようになった。

24年度上期には、償却前利益2,200万円を計上、これをもって戦中・戦後の経済の変動によって生じた不良債権667万円、不良有価証券200万円のほか動産不動産の償却を実施して、なお1,300万円の利益金を計上した。さらに24年度下期(25年3月期)には、3,000万円の償却前利益をもって不良有価証券1,200万円を償却して、1,800万円の利益金を計上、8期ぶりに全役職員念願の配当(年7%)を復活して株主の期待にこたえることができた。

25年以降は、貸倒準備金、価格変動準備金、退職給与引当金など税務上の優遇措置があり、また役職員による経営合理化努力もあって、業績は年々順調のうちに推移した。

なお、24年度上期から銀行経理の行政指導が行われ、大蔵省指導の経常収支率基準が27年度上期以降、これまでの90%から78%へと強化された。当行の経常収支率は、資金量の増大と運用の効率化ならびに資産内容の健全化をはかったことにより、26年度上期から29年度下期までの全期にわたって指導基準内に収めることができた。

表2-3-11

## 当行損益状況の推移

(単位：千円)

年・期	経常収入	経常支出	経常純益	経常収支率	償却前利益	当期利益金
昭和 20 下	15,957	16,775	△ 818	105.1	446	△ 27
(21. 8.10)	13,137	13,606	△ 469	103.6	99	83
22 下	113,149	112,984	165	99.9	567	567
23 上	90,955	90,356	599	99.3	965	949
23 下	170,230	154,415	15,815	90.7	9,950	7,950
24 上	245,769	217,273	28,496	88.4	21,822	12,649
24 下	284,231	249,677	34,554	87.8	29,886	17,918

(単位：百万円)

昭和 25 上	344	275	69	79.9	71	22
下	409	334	75	81.6	74	47
26 上	522	406	116	77.7	110	74
下	592	455	137	76.9	137	76
27 上	690	525	165	76.1	167	87
下	803	613	190	76.3	190	87
28 上	879	684	213	76.2	229	115
下	1,010	763	247	75.6	247	137
29 上	1,095	829	266	75.7	274	105
下	1,150	889	261	77.3	266	121

